

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づき提出された令和元年度の政務活動費の交付に係る住民監査請求についての監査結果は、次のとおりである。

|         |        |
|---------|--------|
| 奈良県監査委員 | 斎藤 信一郎 |
| 同       | 森田 康文  |
| 同       | 小林 誠   |

## 第1 監査の請求

### 1 請求人 略

### 2 請求書の提出日

令和2年12月23日

### 3 請求の要旨

監査請求書及び追加提出があった資料等の内容から、請求の要旨をおおむね次のとおりと解した。

#### (1) 措置要求事項

奈良県知事（以下「知事」という。）に対して、令和元年度に不適切に支出された政務活動費7,938,577円について、不当利得返還請求権を行使し、議員に返還請求するよう勧告することを求める。

#### (2) 請求の理由

政務活動費の100%充当を認めなかった判例はいくつか見られるが、平成28年2月4日の京都地方裁判所の判決では、「人件費について、一般の議員事務所においては一般的、外形的事実から、政務調査活動の他に、政務調査以外の政治活動も行われていると推認されるから、同事務所で雇用されている職員も政務調査活動以外の職務に従事していたことが推認される。したがって、一般の議員事務所では雇用されている職員の人件費を政務調査として支出している場合は別紙5-1の「按分割合を求め難い場合」の按分割合、すなわち2分の1を超える部分については政務調査活動以外の活動に係る支出であるとして、違法な支出として事実上推認され、被告においては、この推認を妨げるに足りる反証、すなわち、当該職員が専ら政務調査活動を行う職員として雇用されていたという事情や、政

務調査以外の活動に従事していた割合が上記按分率とは異なる事情を反証する必要があり、この反証がされない限り、当該2分の1を超える支出は本件使途基準に違反すると認めるのが相当である。」と判示している。

奈良県の場合は、事務所費又は人件費を充当している場合は事務所状況報告書、雇用状況報告書が提出されている。多くの議員は事務所に職員を配置し、政務活動と後援会活動とは同じ場所で行っている。そうすることが議員の活動の上からも合理的でかつ経済的であるから当然の帰結である。あえて、後援会活動だけを別の場所で行うこと、政務活動事務所では一切後援会活動を行わないとすることについては議員活動の面から不合理と言わざるを得ない。したがって、事務所費又は人件費に政務活動費を100%充当する場合は、使途基準に適合することについて議員に説明責任があると言うべきである。

そして、各議員ごとの請求の理由を、次のアからコのとおり述べる。

ア 井岡正徳議員について（事務所費 1,224,000円）

政務活動事務所として、1棟の建物の2階の一部と屋根裏の3階について月額102,000円の賃貸借契約を締結している。

政務活動事務所とそれ以外の目的と合わせて建物1棟を借りる場合は、政務活動事務所部分の家賃の額は、全体の家賃の額から見て合理的に按分されたものでなければならない。

平成29年度の訴訟において、建物の1階部分は井岡議員の後援会事務所として賃貸借契約を締結していることを明らかにしたが、後援会の収支報告書の事務所費（431,957円）は、政務活動事務所の家賃との比較において割安に設定されている（政務活動事務所2階と、1階の後援会事務所の面積比率は、10対6。）。

したがって、事務所費に充当した1,224,000円の全額が違法な支出である。

（追加の資料提出による主張）

- ・ 政務活動事務所と後援会事務所の面積比は10：6、賃借料比は10：3であり、後援会事務所の賃借料は割安になっている。（3階部分の構造、利用状況が不明なため、3階部分は計算上除外した。）
- ・ 政務活動事務所の賃借料から、井岡議員が他の目的で賃借している部分を含めた建物の賃借料を仮に想定すると月額30万円以上になる。1㎡あたりの賃借料で比較すると、2階の政務活動事務所は2,597円で、近隣の類似物件では1,966円、2,082円となっており、著しく割高である。
- ・ 後援会の契約だけを明らかにして、他の法人等の個別契約者を明らかにしな

いのは不自然であり、他の契約の存在に疑念がある。

- ・政務活動事務所の建物は元は井岡議員の所有物であったこと、賃貸借契約書の特約事項（1階及び2階の一部は別途乙と契約を締結する）及び事務所状況報告書備考欄の記載内容等を考えると、順次個別に契約が締結されたのではなく、当初から建物1棟全体の契約があり、当初から1棟全体としての賃借料が決められたものとするのが自然である。政務活動事務所として建物の1部分の賃貸借契約をした理由は、政務活動事務所としての支出を有利にするためであり、その正当性については井岡議員が説明責任を果たす必要がある。

イ 岩田国夫議員について（事務所費 600,000円）

政務活動事務所は岩田議員が代表を務める同族会社株式会社真規の所有物であるが、同社の株主は同議員の配偶者と子女2人のみで、岩田家が完全に経営を支配している。このような場合は、賃借料は同議員の個人の利益と見なすことができるし、政務活動費の手引でいう、「自己又は同一生計者が代表を務める法人の所有物への充当は認めない」と同意義とも解されるから、同社が不動産の賃貸を業としていたとはいえ、政務活動費を充当することは認められない。平成27年7月30日の大阪高等裁判所の判決では、会社役員が議員と母、妻子で占められていることを理由として違法と判示している。

したがって、事務所費に充当した600,000円の全額が違法な支出である。

ウ 山村幸穂議員、今井光子議員、小林照代議員及び太田敦議員について（人件費 718,650円）

日本共産党奈良県会議員団に所属する山村議員他3名は、職員1名を日本共産党奈良県委員会から出向の形で採用し、同委員会との間で、政務活動に係る部分は山村議員他3名がその経費を負担し、政党活動に係る部分は同委員会がその経費を負担する旨の覚書を交わしている。勤務場所は議会共産党会派の事務所である。

山村議員らは、政務活動に従事した時間だけを充当しているから問題はないとしているが、充当の根拠となるのは職員が記録した時間数だけで業務の内容は不明である。そもそも会派とは議会活動を共にする議員の集団であるが、議会活動に伴う経費に政務活動費を充当することは認められていない。

平成28年度の職員が作成した毎日の政務活動調査活動記録を検証しても、全てが政務活動と言えるようなものではなかった。

雇用状況報告書によると令和元年度の場合は、政務活動の時間が798.5

時間で、政党活動の時間が377時間だという。

よって、政務活動費に相当する部分の金額は不明であるから、2分の1と見なさざるを得ない。

したがって、人件費に充当した718,650円（798.5時間×1,800円×1/2）が違法な支出である。

エ 松本宗弘議員について（人件費 495,000円）

政務活動事務所は松本運送株式会社の建物の中にあり、松本議員の後援会も同じ場所に存在する。（事務所面積60㎡のうち、政務活動事務所は15㎡。）

職員の源泉徴収票では厚生年金及び健康保険に加入しているが、賃金台帳ではそれらに加入しておらず、虚偽記載というべきである。

職員は同社の社員で、政務活動事務所及び後援会の事務を片手間に担当しているものと推認できる。

したがって、人件費に充当した495,000円（990,000円×1/2）は違法な支出である。

オ 藤野良次議員について（事務所費 412,500円、人件費 451,250円）

政務活動事務所の賃借面積は33.5㎡で、賃借料及び同事務所に勤務する職員の人件費に政務活動費を100%充当している。

藤野議員は国民民主党の奈良県代表者であり、政党活動を含む広報紙を頻繁に発信している。広報紙の費用は必要に応じて折半しているが、広報紙の企画・制作・配布作業に政務活動事務所は一切関与していないとのことである。しかし、これらの作業を奈良県国民民主党本部で行ったと想定することもは個人的な政務活動報告を含むだけに不合理である。

また、駐車場代を2分の1で按分していることは、政務活動以外の目的で事務所を使用している事実を証明している。

したがって、事務所費に充当した412,500円（825,000円×1/2）及び人件費に充当した451,250円（902,500×1/2）は違法な支出である。

カ 田尻匠議員について（事務所費 274,920円、人件費 343,193円）

政務活動事務所は令和元年7月に奈良市富雄北1-38-5に移転した。

旧事務所の賃借料の支払は5月分57,840円のみで、何故か6月分はない。駐車場10,800円は2分の1で按分している。

7月からの新事務所の賃借料は月額50,000円（7月から9月の消費税率は8%）で合計492,000円。新事務所では駐車場の支出はないが、旧事務所において

駐車場の目的外使用が確認されており、新事務所において目的外使用がなくなったという格別の指摘は見られない。

したがって、事務所費に充当した274,920円（549,840円（5月分含む）×1/2）は違法な支出である。

（追加の資料提出による主張）

事務所が政務活動専用事務所でない以上、そこに働く職員の人件費も2分の1に按分するのが相当である。

したがって、人件費に充当した343,193円（686,387円×1/2）は違法な支出である。

キ 粒谷友示議員について（事務所費 594,000円）

政務活動事務所は、生駒市俵口町1092-1にあるが、粒谷議員の自宅は400m離れたところにあり、そこが後援会事務所だという。

職員1名を雇用しており、政務活動と後援会活動はそれぞれの場所で行うことから、政務活動事務所における目的外使用はないとのことである。

同議員の自宅は二世帯住宅で、外見上は増築をした様子はないこと、政務活動事務所との近さを考えると、あえて自宅を後援会事務所とする合理的な理由はないと言うべきである。この点に関して平成31年（行ウ）8号事件被告準備書面（9）2頁で「職員は平成29年度は後援会事務所にいることはほとんどなく～」と陳述しているが、これは雇用状況報告書とは異なる雇用状況であることは明らかである。自宅は単なる届出住所であることの証左でもある。

したがって、事務所費に充当した594,000円（1,188,000円×1/2）は違法な支出である。

ク 小泉米造議員について（事務所費 626,350円）

政務活動事務所は大和郡山市九条町238-4にあり、建物一棟223.57㎡を借りている。また、駐車場5台分を借りており、事務所及び駐車場の賃借料に政務活動費を100%充当している。しかし、市内中心部に位置する事務所に後援会関係者が一人も訪問しないとするのは不自然である。

小泉議員の後援会は歴史があり、毎年広報紙を発信し、イベントを開催しているが、これらの企画・制作・配布作業は政務活動事務所で行われていると推認できる。また、5台の駐車場に政務活動以外の利用がないとするのは不合理である。

したがって、事務所費に充当した626,350円（（事務所賃借料 773,600円＋駐

車場賃借料 413,700円＋警備料金 65,400円) ×1/2) は違法な支出である。

ケ 森山賀文議員について(事務所費 504,000円、人件費948,000円)

政務活動事務所は国道24号に面し、中和幹線と交差する葛本町交差点の南に位置する交通の要衝である。過去に引き続き平成31年4月の選挙も選挙事務所として利用した。

自宅を後援会事務所としているが、後援会の看板の掲出はなく、森山議員のホームページでも自宅を後援会事務所と案内していない。選挙で馴染みのある事務所に選挙後に支援者の訪問がないとするのは不自然である。政務活動専用事務所とするのは不合理であり、事務所費及び人件費に政務活動費を100%充当は違法というべきで、2分の1に按分するのが相当である。

したがって、事務所費に充当した504,000円(1,008,000円×1/2)及び人件費に充当した948,000円(1,896,000円×1/2)は違法な支出である。

コ 奥山博康議員について(事務所費 206,074円、人件費 540,640円)

政務活動事務所は香芝市磯壁3-97-2にある。

後援会事務所は香芝市今泉328-2で届出されているが、この場所は奥山議員が理事長を務める介護施設の敷地内にあり、小屋風の建物である。後援会の看板は設置されているが、普段は無人でイベント等の臨時的な使用に限られていると思われる。よって、政務活動事務所が後援会活動としても使用されていると推認できる。

時給の職員3名を雇用しているが、いずれも短時間勤務(3名合計で年間1298時間)であるから、業務は一人で何でもこなす必要があり、政務活動専用事務所とするのは不合理である。

したがって、事務所費に充当した206,074円(412,148円×1/2)及び人件費に充当した540,640円(1,081,280円×1/2)は違法な支出である。

4 請求人から提出された事実証明書

- (1) 政務活動費の収支報告書
- (2) 事務所状況報告書
- (3) 雇用状況報告書
- (4) 会計帳簿
- (5) 政務活動補助業務賃金台帳
- (6) 領収書等貼付用紙及び領収書
- (7) 政務活動記録簿

- (8) 建物賃貸借契約書
- (9) 雇用契約書
- (10) 令和元年12月18日付け議会事務局長名の報告書（井岡議員の政務活動事務所に係るもの）
- (11) 井岡議員の政務活動事務所の図面
- (12) 政治資金収支報告書（井岡議員関係）
- (13) 帝国データバンク企業情報（岩田議員関係）
- (14) 事務局職員の出向に関する覚書（山村議員他3名関係）
- (15) 令和2年12月15日付の裁判の準備書面（松本議員他関係）
- (16) 給与所得の源泉徴収票（松本議員関係）

（注）上記は全て写し。また、一部抜粋のものもあり。

## 第2 監査委員の除斥及び辞退

田尻匠監査委員は、監査の対象に関して直接の利害関係を有するため、法第19条の2の規定により除斥された。

## 第3 監査の実施

### 1 請求人の証拠の提出及び陳述

令和3年1月21日、法第242条第7項の規定により、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

これに対し、請求人から令和3年1月19日及び同月26日に追加資料の提出があった。

### 2 監査の観点、着眼点、対象及び方法

奈良県監査基準に基づき、合規性等の観点から、知事に違法又は不当に不当利得返還請求権の行使を怠る事実があると認められるかなどに着眼して、請求人が不適切な支出と主張する令和元年度の政務活動費を対象として、請求人から提出を受けた請求書、追加資料等並びに監査対象部局から提出を受けた資料、監査対象部局の説明等の内容を確認するなどの方法により、監査した。

### 3 監査対象部局

議会事務局

### 4 監査資料及び監査対象部局の説明等の内容

議会事務局に対して、監査資料の提出を求めるとともに、令和3年1月28日に

説明を聴取した。

議会事務局から提出を受けた監査資料及び説明等の内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 政務活動費制度の趣旨について

県議会は二元代表制のもと、県民の負託に応え、政策立案機能や監視機能の充実強化を図り、議会に求められる権能を十分に発揮することが求められている。その権能を十分に発揮するためには、会派及び議員が本会議や委員会での質問、質疑、政策論争をはじめとする様々な議員活動を積極的に行う必要があり、また、そのためには、県の事務、地方行財政等の事項について、住民や有識者からの意見聴取や現場視察、又は資料収集を行うことなどにより、様々な意見や情報を蓄積することが重要となっている。したがって、そのために必要な経費の一部を政務活動費として公費で負担している。

また、調査研究活動の範囲及び政務活動費の使途については、会派及び議員の自主性及び自立性を尊重することが求められており、本県の事案について次のような判決がある。

<平成24年7月27日の大阪高等裁判所の判決>

議会の審議能力向上のために政務調査費を用いて具体的にどのような調査を行うかは、第一次的には、実際に政務調査費の支出する議員又は会派の判断に委ねられており、広範な裁量が認められると解されるところ、その裁量は、原則として尊重されるべきである。

<平成27年11月12日の大阪高等裁判所の判決>

政務調査費の交付を受けた会派及び議員は、県議会議長に対し、所定の収支報告書を提出しなければならないが、これには、支出した項目ごとに支出額、主たる支出の内訳を記載し、支出の裏付けとなるべき領収書を添付すべきことが定められており、政務調査費を支出金の一部に充当・按分する場合には、按分率及び政務調査費の支出額を記載することとされている。

政務調査費についてこのような定めがされているのは、議会における会派及び議員の上記活動の重要性に鑑み、会派及び議員の自由な調査研究活動を確保し、もって議会の審議能力を強化するという政務調査費制度の趣旨を実現するとともに、その支出の適正を図ることにあるものと考えられる。

そして、本件においては、相手方会派及び相手方議員らは、これらの定める所に従い、所定の記載をした収支報告書を提出し、その際、これらの支出を証する領収書を添付しているのであるから、それぞれの政務調査費の支出につい



ては、一応上記報告書どおりに行われたものと推認される。

＜平成30年12月11日の奈良地方裁判所の判決＞

政務活動費は、これが議員の政策立案のための調査研究その他の活動の重要性に鑑み、これに資するため必要な経費の一部として議員に交付されるようになったという制度趣旨に照らし、適正な支出が求められることはいうまでもないし、具体的な支出の使途の適否ないし当否については、最終的には住民の政治的判断に委ねられるべきものというべきである。（中略）

政務活動費の支出を受けた議員又は会派は、これらの定めるところに従い、所定の記載をした収支報告書等を提出した場合には、それぞれの政務活動費の支出については、一応上記報告書どおりに行われたものと推認される。

したがって、これらの収支報告に係る政務活動費の支出のうち目的外支出であって、これが議員又は会派において不当利得となると主張するのであれば、当該支出が違法ないし不当であるとする者において、これを主張立証しなければならぬと解すべきである。

(2) 本県の政務活動費に関する制度の概要について

奈良県政務活動費の交付に関する条例（平成13年3月奈良県条例第42号。以下「奈良県条例」という。）第4条第1項及び第5条第1項では、交付額については、会派に対し月額2万円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額、議員に対し月額28万円と定めている。

また、政務活動費を充てることができる範囲については、奈良県条例第2条を受けて、調査研究費、研修費、広聴広報費、要請陳情等活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、事務所費、事務費及び人件費の10項目を挙げてその内容を定めている（奈良県条例別表第1及び別表第2）。

年度終了後には、当該政務活動費に係る収支報告書を議長に提出することとなっており（奈良県条例第10条第1項）、残余がある場合は返還することを定めている（奈良県条例第11条）。

(3) 政務活動費に関する法、奈良県条例等の改正の経緯について

政務活動費は、地方分権の進展により地方公共団体の自己決定権や自己責任が拡大していく中で、地方議会が住民の負託に応え、より積極的に、かつ、効果的に活動を行うことが求められていることを背景として、平成12年5月に法第100条の一部改正により政務調査費として法制化されたものである。

奈良県では、平成12年度までは「奈良県議会各会派政務調査研究費交付金交

付要綱」の規定に基づき「政務調査研究費」を会派に交付していたが、法改正により、条例の定めるところにより、会派又は議員に「政務調査費」を交付できることとなり、平成13年4月に新たに「奈良県政務調査費の交付に関する条例」「奈良県政務調査費の交付に関する規程」を施行した。これらは、平成12年に全国都道府県議会議長会がとりまとめた、標準旧条例、標準旧規程に準拠している。

また、平成20年3月に「奈良県政務調査費の交付に関する条例」「奈良県政務調査費の交付に関する規程」を改正し、平成20年4月から施行するとともに、使途基準をより一層明確化、具体化し、政務調査費の適正な執行を図るため、総合的なマニュアルとなる「奈良県議会政務調査費の手引（運用方針）」を新たに作成した。

さらに、平成24年9月には法第100条の一部が改正され、交付目的に従前の「調査研究」以外に「その他の活動」を加えたうえ「政務活動費」とすること、使途基準を条例において定めること、議長は使途の透明性の確保に努めることが定められた。これに伴い、平成24年12月に「奈良県条例」、「奈良県政務活動費の交付に関する規程（平成13年3月奈良県議会規程第1号。以下「奈良県規程」という。）を改正、平成25年3月に施行した。（平成25年4月に「奈良県議会政務調査費の手引（政務調査費の運用方針）」を「奈良県議会政務活動費の手引（政務活動費の運用方針）（平成25年4月）」（以下「旧手引」という。）に改訂した。）

その後、平成28年度に議会改革推進会議の議論を経て、平成29年3月に「奈良県条例」、「奈良県規程」を改正、平成29年4月から施行するとともに、使途基準や提出書類等を見直し、より適正な政務活動費の運用を図るため、総合的なマニュアルとなる「奈良県議会政務活動費の手引（政務活動費の運用方針）（平成29年4月）」（以下「現行手引」といい、旧手引と合わせて「手引」という。）に改訂した。

現行手引では、具体的な例示等により使途基準の明確化に努める一方、充当代の上限を定める経費、使用実態での按分が困難な場合の取扱い、事務所の要件、検査体制や相談体制等を定めた。また、現行手引には、政務活動費の充当代が不適当な経費として、①議員活動の経費、②政党活動の経費、③選挙活動の経費、④後援会活動の経費、⑤私的経費、⑥その他を明記している。

○ 平成29年の奈良県条例・奈良県規程の主な改正点

- ・ 議長、会派及び議員の責務を定める。
- ・ 議長に提出する収支報告書等の拡大

- ・ チェック体制の強化:議長による勧告・命令の権限の規定、第三者機関の設置、半期のチェック
- ・ 透明性の確保の強化:収支報告書等のインターネット公開
- ・ 辞退届を規定

(4) 現行手引の主な内容について

ア 政務活動費の充当が不適当な経費の例示

議員活動の経費、政党活動の経費、選挙活動の経費、後援会活動の経費、私的経費及びその他（会費関係、会議費関係等）の6項目を政務活動費の充当が不適当な経費とし、それぞれどのような経費が該当するかを例示している。

イ 具体的な使途の例示

政務活動費の具体的な使途の例示について、奈良県条例別表第1及び別表第2に定める経費の項目ごとにその内容を説明し、それぞれ該当する経費や不適当な経費を例示して説明している。

ウ 政務活動費の執行上の原則（実費弁償の原則、按分の原則）

政務活動費は、政務活動に要した費用の実費弁償を原則とし、必要に応じ、使用実態や業務実態で按分すること、按分が困難な場合は、支払額の2分の1を限度に充当できること等を示している（自動車リース代、ガソリン代については、過度な充当とならないよう按分割合を2分の1から6分の1までに細分化している）。

エ 収支報告書の提出及び残余额の返還

政務活動費の交付を受けた会派の代表者及び議員は、当該政務活動費に係る収入及び支出の収支報告書を、支出に係る領収書その他議長が奈良県規程で定める書類並びに収入及び支出に係る会計帳簿の写しを添付して、議長に提出しなければならない。（奈良県条例第10条）

会派又は議員は、交付を受けた政務活動費の総額から支出の総額を控除して残余がある場合は、残余の額について返還しなければならない。（奈良県条例第11条）

また、収支報告書の提出については上半期分、年度分の2回としている。（上半期分は事務局でのチェック後、返却する。）

(5) 政務活動費の使途基準等の適合に係る議会事務局の確認方法等について

奈良県条例第10条により、政務活動費の交付を受けた議員は、年度終了日の翌日から起算して30日以内（議員が任期満了する場合は、任期満了日の翌日から起算して30日以内）に、収支報告書に支出に係る領収書その他議長が奈良県規程で定める書類並びに収入及び支出に係る会計帳簿の写しを添付して、議長に提出しなければならないとされている（以下、これらの提出すべき書類を「収支報告書等」という。）。

議会事務局において収支報告書を一旦受理し、①提出すべき書類に漏れがないか、②計算誤りや記載ミスがないか、③按分率の漏れや誤りがないか、④充當の経費が使途基準に適合しているかを確認している。

収支報告書の内容が手引に定める使途基準に適合しているかについては、会計帳簿や添付されている領収書等で確認を行っている。なお、領収書等で何の経費なのかがわかりにくい場合には、議員に直接内容を確認し、当該領収書の写しを貼り付けた奈良県規程第5条第5項に定める「領収書等添付用紙（第12号様式）」の余白に何の支出かがわかるよう明記を求めている。

平成29年度分からは提出書類の範囲が拡大され、広報紙や事務所契約書、雇用契約書等を確認し、按分割合や使途基準への適合性についてのチェックをさらに強化している。

また、使途基準違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれる場合は、議員に手引等で充當できない旨を説明し、請求から削除をしてもらっている。なお、手引に例示のない経費に充當されている場合は、過去の判例や他府県議会の手引や運用方針を参考に判断を行っているが、疑義が生じるおそれがある場合は訴訟リスクが高いので、できるだけ充當しないよう説明している。

なお、収支報告書の提出時に、添付書類として活動報告書等の提出が必要となっていることから、充當できないことが明らかなものは、議会事務局から議員に対し、手引等を示して削除を依頼しているが、その例として①事務所費について、議員が3親等以内の親族が所有する物件を賃借した場合の充當不可②人件費について、議員自身又は同一生計者が経営する会社が雇用する職員への充當不可③調査研究費等について、議員が年度を超える年会費の充當不可④議員が提出した領収書の宛名が後援会のものは充當不可⑤広報紙について発行が後援会名義である場合の充當不可等である。

#### (6) 政務活動費の支出に係る使途基準等との適合性に関する説明責任について

法第100条、奈良県条例、奈良県規程等の定めに加え、政務活動費の運用方針を定めた現行手引を参照することとして周知し、もって政務活動費の支出の適正を確保していると認められており、これらの定めるところに従い所定の記載を

した収支報告書等を議員が提出した場合には、それぞれの政務活動費の支出については、適正であると判断される。

本件請求人が原告である令和2年12月15日の奈良地方裁判所の判決において、議員の事務所費又は人件費の支出等が政務活動費に該当しないことについて、原告側が法律上の原因を欠くものであることを主張立証しなければならないものと解するのが相当とされ、県側の全面勝訴となった。

本件の議員事務所での政務活動以外の活動が行われているという請求人の主張は具体的な立証を欠いた推認である。

また、事務所費又は人件費の100%充当については、政務活動費の運用方針を定めた現行手引に基づいて、議員から収支報告書等が提出されているので問題ない。

(7) 請求人が違法性を主張する令和元年度の政務活動費の使途基準適合性についての議会事務局の説明

ア 井岡議員（事務所費）

建物図面のとおり、井岡議員の政務活動事務所が所在する建物は3階建てであり、その2階及び3階部分に政務活動事務所が置かれている。

1階には同議員の後援会事務所が置かれており、2階と3階にある政務活動事務所とは各階で明確に区分されている。また、政務活動事務所は、株式会社西和物流から上記建物の2階及び3階の合計58.525㎡の部分賃借しているものであり、このことは同社との建物賃借契約書から明らかである。併せて、事務所状況報告書及び事務所費の領収書等も現行手引に基づき、適正に提出されていることから、政務活動専用事務所の事務所費に政務活動費を100%充当することに問題はない。

請求人は、同建物に入居している後援会事務所の賃借料との比較を主張しているが、現行手引においては、政務活動事務所の賃借契約書、領収書等の必要書類の提出を求めているのであり、他の入居団体等の賃借料等との比較による検証は必要としていない。

請求人は、賃借料を検討するに当たり、政務活動事務所の面積を2階部分のみに限定して3階部分を含めていないが、明らかな錯誤である。井岡議員は2階の一部(38.525㎡)及び3階の一部(20.327㎡)を政務活動事務所として賃借契約をしており、賃借料は2階、3階の合計面積(58.852㎡)に対して支出している。現行手引に基づき、政務活動事務所の収支報告書等が適正に提出されていることから、事務所賃借料に政務活動費を充当したことに問題はない。

請求人は1㎡当たりの賃借料で比較すると近隣の相場より割高であると主張

するが、現行手引においては、政務活動事務所の賃貸借契約書、事務所状況報告書、領収書等の必要書類の提出を求めているのであり、近隣の賃借料の相場との比較は必要としていない。また、近隣の賃借料についても建物の状況、立地環境、時期等により変動するものであることから単純な比較はできないと考える。

請求人は、政務活動事務所がある建物に入居している他の会社等の賃貸借契約の存在が疑わしいと主張しているが、現行手引では、事務所費について、政務活動事務所に関する収支報告書等を適正に提出すること、また、添付書類の事務所状況報告書で「③多用途との兼用」に該当する場合にのみ、併用する事務所を明らかにし、賃借料の按分を示すことを必要としている。したがって、同建物に入居している政務活動事務所以外の会社等の賃貸借契約の状況が、政務活動事務所の賃借料への政務活動費の充当に影響を与えるものではない。

請求人は、政務活動事務所としての支出を有利にするため、政務活動事務所の賃借契約をしていると主張するが、政務活動費を充当する場合、政務活動事務所専用であることを明確にするために使用面積分のみの賃借契約をすることは何ら問題はない。

#### イ 岩田議員（事務所費）

現行手引では、事務所の賃借料について、議員若しくは同一生計者が代表、役員等をつとめる法人の所有物件への充当を認めないとしているが、但し書きで「当該法人が不動産の賃貸を業としている法人」に対しては充当を認めている。これは法人が不動産の賃貸を業としていれば、法人として賃貸収入を適切に会計処理することから、議員個人と法人の公私混同はないとの判断によるものである。

株式会社真規は登記簿に不動産賃貸業を記載しており、賃貸収入を適切に会計処理していることから、同社の物件に係る賃借料への充当は問題はない。また、後援会事務所と政務活動事務所がそれぞれ2分の1の面積を使用しており、現行手引に基づき、政務活動事務所の賃貸借契約書、事務所状況報告書、領収書等が提出されているので、事務所費に政務活動費を2分の1の按分率で充当することは問題はない。

請求人が引用した大阪高等裁判所の判決では、「株式会社浅井の役員が浅井議員とその母、妻子で占められていることから、実質的に賃料を浅井議員個人の利益と認めることが不合理とはいえない。」と述べているが、「株式会社真規」は親族以外の取締役が3名おかれていることから、同判決と全く事案を異にする。

ウ 山村議員、今井議員、小林議員及び太田議員（人件費）

現行手引で政務活動費で充当不可とされているのは、「議会活動」、つまり本会議や委員会等への出席に要する費用弁償（旅費）のことである。本会議や委員会等への出席に要する旅費は公費で費用弁償されているので政務活動費による二重の請求はできないという意味であり、請求人の議会活動に伴う経費は政務活動費の充当を認めないという主張には誤解がある。また、請求人は職員が記録した政務調査活動報告は時間数だけでその業務内容が不明であると主張するが、その一方で、政務調査活動報告を検証しても全てが政務活動１００％といえる内容ではないと述べるなど矛盾している。

例えば、政務調査活動報告に記載された業務内容の「質問資料／パネル作成、質問テープおこし、議会傍聴業務等」を請求人は政務活動以外の業務と錯誤していると思われるので、現行手引（２ページ）の政務活動費の目的・必要性を引用する。「県議会がその権能を十分に発揮するためには、会派・議員が、本会議や委員会での質問、質疑、政争論争をはじめとする様々な議員活動を積極的に行う必要があり、そのためには、県の事務や地方行財政などの事項について、住民や知識経験者からの意見聴取や現場視察、あるいは資料収集を行うことなどにより、様々な意見や情報を蓄積することが重要となっている。これには、意見聴取や現場視察などのために各種の経費が必要なことから、県が条例を定めることにより、その経費の一部を公費で負担しているところである。」

なお、議員活動における議会活動の区分については全国都道府県議会議長会が開催した職員研修会においても「議会活動（登庁旅費）は費用弁償によって賄われる。」と明解に説明されている。

以上、政務活動費は議会や委員会での質問をするための情報蓄積等に要する経費であり、上記の経費は政務活動であり、政務活動費を１００％充当することに問題はない。

また、請求人は、派遣職員の業務は全てが政務活動とはいえないことから政務活動費を２分の１充当とすべきと主張しているが、本件人件費の充当は、そもそも派遣職員が政務調査活動に従事した時間のみを日誌（政務調査活動報告）により業務内容を明示し区分して充当しているのであるから、人件費の中に政務活動費以外の業務が入っていないのは明らかである。したがって、人件費に政務活動費を１００％充当することに問題はない。

なお、職員が共産党会派控室内で業務を行うことについては、４議員の政務活動業務補助を効率的に行うためであり問題はない。また、職員の雇用契約については共産党４議員連名で交わしていることから問題はない。

#### エ 松本議員（人件費）

松本議員が収支報告書に添付して提出している雇用契約書にあるとおり、当該職員は政務活動に係わる補助及び後援会関係事務を担っている。現行手引に基づき適切に収支報告書等が提出されており、人件費に政務活動費を2分の1の按分率で充当することに問題はない。

請求人は、松本運送株式会社の建物に政務活動事務所と後援会事務所があることから、職員は同社の社員であると主張するが、県側から裁判で提出した源泉徴収票からも、同社の社員ではなく、同議員が雇用していると確認できる。また、同議員の事務所は従業員5名未満であるため厚生年金・健康保険への加入は強制ではなく、任意である。そのため、事務所職員は厚生年金・健康保険の加入をしていないのであり、源泉徴収票に記載の社会保険料等は、国民年金保険料（145,580円）と雇用保険料（540円×12か月）の合計金額である。賃金台帳に国民年金保険料の記載欄がない（一般的に国民年金保険料は個人で納入する）から、人件費が虚偽記載であるとの主張は失当である。

なお、現行手引では人件費は事務所が政務活動専用であるか否かを区別せず、政務活動の補助のために雇用した者が他の業務に携わっている場合のみ政務活動費を按分するように定めているだけである。同じ建物内に松本運送株式会社、政務活動事務所、後援会事務所があることをもって人件費を按分することを定めたものではない。

#### オ 藤野議員（事務所費及び人件費）

請求人は、広報紙に政党活動等が掲載されているから広報紙の作成・配布に係る業務に政務活動事務所が関与し、政務活動以外の目的で政務活動事務所が使用されている旨主張しているが、政務活動に関する部分は政務活動事務所で、政党活動に関する部分は国民民主党奈良県総支部連合会でそれぞれ作成されている。

配布については、県政の課題等や県民の意見聴取を図るために配布する分は政務活動事務所から、国民民主党員に党の方針等を周知する場合は国民民主党奈良県総支部連合会からそれぞれ配布されている。

この広報紙の記事に政務活動以外の政党活動等の部分があるので、現行手引に示された広聴広報費の広報紙に関する使途基準の考え方の「政党活動、後援会活動等他の活動の掲載がある場合は、掲載記事の割合により按分する。」に基づき作成、配布費用の2分の1を上限に充当しているが、このように広報紙の作成等の費用の按分をしても、政党活動等としてではなく政務活動として配



布等の作業を政務活動事務所で行う場合に、事務所費の按分を求めるとは現行手引には示されていない。

なお、政党活動関連業務の事務は国民民主党奈良県総支部連合会の職員が行っており、政務活動事務所で政党活動業務を行っていることはない。

また、駐車場代を2分の1按分しているから、政務活動以外の活動をしていると請求人は主張しているが、月極駐車場代は議員個人用と来客用の兼用としていることから2分の1按分で問題はない。時間貸し駐車場代については、街宣活動の場合は政務活動と政党活動で2分の1の按分率で充当し、政務活動に関する来訪時は100%充当と区分している。

したがって、政務活動事務所において政党活動等に関与することは一切なく、事務所費については、現行手引に基づき政務活動事務所の賃貸借契約書、事務所状況報告書、領収書等が適切に提出されていることから、政務活動専用事務所の事務所費に政務活動費を100%充当することに問題はない。

請求人は併用事務所であるから、人件費も2分の1按分するのが相当と主張するが、上記のとおり事務所は政務活動専用事務所であるので、人件費についても政務活動事務所と同様に現行手引に基づき適切に収支報告書等が提出されており、職員の業務も雇用状況報告書のとおり政務活動関連事務処理補助等、政務活動専任であることから、政務活動費を100%充当することに問題はない。

#### カ 田尻議員（事務所費及び人件費）

田尻議員の政務活動専用事務所について、移転前の事務所の駐車場代については、来客用と同議員自身が使用することから2分の1按分としていたが、事務所費と水道光熱費は、現行手引に基づき政務活動事務所の賃貸借契約書、事務所状況報告書、領収書等が適切に提出されていることから、政務活動専用事務所として事務所費及び水道光熱費に政務活動費を100%充当することに問題はない。

なお、6月分の事務所費については移転前の貸主から請求がなかったこと、7月に移転した新事務所には駐車場がないことから、これらに政務活動費を充当する必要性はなかった。

請求人は、事務所が政務活動専用ではないので、人件費も2分の1按分すべきと主張するが、現行手引では、政務活動に要した活動実態によって経費を按分すると規定している。田尻議員の人件費については、事務所は政務活動事務所専用であること、また、現行手引に基づき適切に収支報告書等が提出されており、職員も雇用状況報告書のとおり政務活動事務補助に従事しているの

で、政務活動費を100%充当することに問題はない。

#### キ 粒谷議員（事務所費）

粒谷議員の後援会事務所は同議員が提出している政治資金収支報告書のとおり、自宅に置かれている。政務活動事務所と後援会事務所が近いことなどから、政務活動事務所において後援会活動が行われていたと請求人は主張するが、現行手引に基づき、政務活動事務所の賃貸借契約書、事務所状況報告書、領収書等の提出があり、政務活動専用事務所であることが明らかであることから、政務活動事務所の賃借料に政務活動費を100%充当することに問題はない。

また、事務所に勤務する職員が政務活動以外の活動は事務所外での活動が多いことについて、請求人は、雇用状況報告書の状況と異なる雇用状況であると主張するが、事務所外での活動が多いことと、雇用契約書上の就業場所が後援会事務所となっていることは何ら矛盾しない。雇用契約書に事務所外での活動場所を予め逐一記載することは不可能であるから、就業場所として活動の拠点となる事務所を記載することは何ら不合理ではない。

また、政務活動以外の活動において住民の意見を聴取するなど、政務活動にも活かす場合があり、その人件費の按分については政務活動が全体の活動の2分の1を上回っていることから、人件費の2分の1を限度として政務活動費を充当しており、現行手引に基づき適切に収支報告書等も提出されているので、政務活動費の充当に問題はない。

#### ク 小泉議員（事務所費）

小泉議員の政務活動事務所が市内中心部にあり、5台分の駐車場を設置していることから、請求人は、政務活動事務所において後援会活動が行われていると推認し、後援会関係者が後援会活動のために来ると誤解しているようだが、選挙期間中は後援会事務所とは別に会場を借りて選挙準備等の活動を行うが、選挙期間以外は後援会事務所は連絡所として機能している。請求人は後援会活動とは後援会の存続、発展を目的とする活動であるので、常に活動しているとの誤った認識があるが、実態はそうではない。

現行手引においても、政務活動費の充当が不適当な経費として、「後援会活動用の資料の作成及び発送経費」、「後援会活動としての報告会等の開催経費」、「後援会事務所の設置及び維持に要する経費」及び「後援会が主催し、主として会員を対象とする県政報告会の経費」を例示しているが、政務活動事務所ではこのような後援会活動は行われていないので、後援会関係者が政務活動目的以外で政務活動事務所を訪問することはない。

したがって、同議員の政務活動事務所について、現行手引に基づき政務活動事務所の賃貸借契約書、事務所状況報告書、領収書等が適切に提出されていることから、政務活動専用事務所の事務所費に政務活動費を100%充当することに問題はない。

また、来客用駐車場として5台賃借していることについても同議員の政務活動の必要性によるものであり、現行手引に基づき適切に収支報告書等が提出されており、駐車場賃借料に政務活動費を100%充当することは問題はない。

請求人は、同議員の後援会は毎年広報紙を発信し、イベントを開催しているので、これらの企画、作成、配布の作業を政務活動事務所で行っていると推認できると主張しているが、広報紙については、政務活動に関する部分は政務活動事務所で、後援会に関する部分は後援会関係者でそれぞれ作成されている。配布については、県政の課題等や県民の意見聴取を図るための政務活動として、政務活動事務所から政務活動事務所名を印刷した封筒を使用して広報紙を配布している。

この広報紙の記事に政務活動以外の後援会等の部分があるので、現行手引に示された広聴広報費の広報紙に関する使途基準の考え方の「政党活動、後援会活動等他の活動の掲載がある場合は、掲載記事の割合により按分する。」に基づき作成、配布費用の2分の1を上限に充当しているが、このように広報紙の作成等の費用の按分をしても、後援会活動等としてではなく政務活動として配布等の作業を政務活動事務所で行う場合に、事務所費の按分を求めるとは現行手引には示されていない。また、政務活動事務所名を印刷した封筒を使用して配布していることから後援会活動と政務活動とは区別しているといえる。

政務活動事務所においては、後援会活動等には関与せず、事務所費についても、現行手引に基づき、収支報告書及び事務所状況報告書等が適切に提出されている。したがって、政務活動専用事務所の事務所費に政務活動費を100%充当することに問題はない。

#### ケ 森山議員（事務所費及び人件費）

森山議員の後援会事務所は同議員が提出した政治資金収支報告書のとおり自宅に置かれており、看板等の設置がないことや公式ホームページに後援会事務所の案内がないことから、同事務所で後援会活動が行われず、政務活動事務所において後援会活動が行われていたと推認することはできない。現行手引に基づき政務活動事務所の賃貸借契約書、事務所状況報告書、領収書等が適切に提出されていることから、政務活動専用事務所の事務所費に政務活動費を100%充当することに問題はない。

人件費についても、政務活動事務所と同様に現行手引に基づき適切に収支報告書等が提出されており、職員も雇用状況報告書のとおり政務調査に関わる補助等、政務活動専任であることから、政務活動費を100%充当することに問題はない。

#### コ 奥山議員（事務所費及び人件費）

奥山議員の後援会事務所は約8畳の広さで机や椅子が置かれており、接客応対や簡単な事務作業ができるようになっている。

請求人は、後援会事務所が普段は無人であり、事務設備が整備されていないから、後援会事務所でなく政務活動事務所において後援会活動が行われているなどと主張しているが、後援会活動とは後援会の存続、発展を目的とする活動であるので、常に活動しているとの誤った認識があるが、実態はそうではない。後援会事務所は連絡所として置かれており、集会等をする場所ではない。請求人は後援会事務所は活発に活動するものとの誤った認識があるようだが、同議員の後援会事務所は主に連絡機能を重視した事務所である。

現行手引においても、政務活動費の充当が不適当な経費として「後援会活動用の資料の作成及び発送経費」、「後援会活動としての報告会等の開催経費」、「後援会事務所の設置及び維持に要する経費」及び「後援会が主催し、主として会員を対象とする県政報告会の経費」を例示しているが、同議員の政務活動事務所ではこのような後援会活動は行われていない。

したがって、同議員の政務活動事務所については、現行手引に基づき収支報告書等が適切に提出されており、政務活動専用事務所であることから、事務所費に政務活動費を100%充当することに問題はない。

人件費についても、請求人は、職員3人が短時間勤務であることをもって、100%充当を不合理と主張しているが、現行手引に基づき収支報告書等が適切に提出されており、職員も雇用状況報告書のとおり政務活動補助専任であることが明らかであることから、事務所費と同様に、政務活動費を100%充当することに問題はない。

## 第4 監査結果

本件住民監査請求の監査の結果、次のとおり決定した。

本件住民監査請求に係る措置要求は、理由のないものとして棄却する。

以下、その理由について述べる。

### 1 政務活動費の根拠規定等について

(1) 政務活動費の根拠規定について

法第100条第14項は、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」と定めている。また、同条第15項は「政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と定めている。

(2) 政務活動費制度の趣旨について

平成17年11月10日の最高裁判所の決定において、「政務調査費の制度は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行により、地方公共団体の自己決定権や自己責任が拡大し、その議会の担う役割がますます重要なものとなってきていることにかんがみ、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化し、併せてその使途の透明性を確保しようとしたものである。」と判示されている。

また、平成22年4月12日の最高裁判所の決定において、「政務調査費の使途の透明性を確保するための手段として、条例の定めるところにより政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出することのみを定めており、地方自治法は、その具体的な報告の程度、内容等については、各地方公共団体がその実情に応じて制定する条例の定めにゆだねることとしている。」と判示されている。

そして、平成24年7月27日の大阪高等裁判所の判決（同判決で確定）において、「議会の審議能力向上のために政務調査費を用いて具体的にどのような調査を行うかは、第一次的には、実際に政務調査費を支出する議員又は会派の判断に委ねられており、広範な裁量が認められると解されるところ、その裁量は、原則として尊重されるべきである。」と判示されている。

(3) 奈良県における政務活動費に関する条例等について

本県においては、奈良県条例第2条第1項で、「政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。」とし、これを受けて、同条第2項で、政務活動に要す

る経費に政務活動費を充てることができるとしており、その経費の内容について、奈良県条例別表第1及び別表第2において定めている。そして、奈良県条例第10条第1項で、会派及び議員が議長に提出すべき収支報告書及びその添付書類について定めている。

また、奈良県条例で定める経費の内容をより一層明確化、具体化し、政務活動費の適正な執行を図るため、現行手引を作成し、充当の上限を定める経費、実態での按分が困難な場合の取扱い、事務所の要件、検査体制や相談体制等を定めるとともに、政務活動費の充当が不適当な経費を明記している。

## 2 使途基準適合性について

### (1) 議会事務局が行った収支報告書等の確認について

議会事務局は、本件監査対象の政務活動費について、収支報告書の受領時に、領収書、事務所契約書、雇用契約書等を確認し、その内容が奈良県条例、奈良県規程及び現行手引に適合しているか否かの確認を行ったと説明している。

### (2) 使途基準適合性に係る監査委員の判断基準等

平成21年12月17日の最高裁判所の判決において、政務調査費条例及び政務調査費規程の定め並びにそれらの趣旨については、「政務調査費は議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることも多いと考えられるところ、執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡の理念にかんがみ、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しようとするところにあるものと解される。」とされ、「それらの趣旨に照らすと、政務調査費条例は、政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される。」と判示されている。

平成27年3月26日の金沢地方裁判所の判決（平成27年9月2日の名古屋高等裁判所の判決で確定）においては、原告において、当該政務調査費の支出が、政務調査費の本来の使途及び目的に違反する支出であることを推認させる一般的、外形的事実（以下「外形的事実」という。）の存在を主張立証した場合には、議員の側において、政務調査費の本来の使途及び目的に適合する支出であることを立証しない限り、議員の調査研究に資するため必要な経費について支出したも

のでないとの立証があったものと解するのが相当である旨判示されている。

また、平成26年10月24日の和歌山地方裁判所の判決（平成27年7月30日大阪高等裁判所の判決で確定）においては、政治活動の自由の性質にかんがみれば、政務調査費の支出については、議員の合理的な裁量判断に委ねられているというべきであるから、使途基準に適合した政務調査費の支出がなされなかったことを一応推認させる程度という立証の程度をあまりに低くすることは相当ではなく、一応推認される程度の事実を具体的に立証しない限り、被告の反証がなかったとしても、証明されたとは認められないというべきである旨判示されている。

さらに、令和2年1月31日の大阪高等裁判所の判決（確定判決）では、「控訴人らにおいて、相手方議員ら及び相手方会派らがした支出に政務活動費を充当したことが法律上の原因を欠くこと、すなわち、当該充当が使途基準に反するものであることを主張・立証しなければならない」とするとともに、控訴人らの「本件手引における政務活動費の充当が不相当とされる経費の例示や使途基準の考え方に照らし、当該経費を政務活動費から充当することが不相当と認められるものに当たると推認させる一般的外形的な事実が立証されたときは、政務活動費からの充当が適当と認められる特段の事情が主張・立証されない限り、当該経費に対する政務活動費からの充当は不当利得に当たるとすべきである」旨の主張について、「主張立証責任の転換を認めたことと同じ結果になりかねないところ、そのような転換を認めた法律上の規定は存在しない。」としたうえで、「住民側において当該経費を政務活動費から充当することが不相当と認められるものに当たると推認させる一般的外形的な事実を主張立証しただけで、執行機関において政務活動費からの充当が適当と認められる特段の事情を主張・立証しない限り、当該充当が使途基準に反するものであることを事実上推定するというのは相当とはいえない。」と判示している。

そして、前記のとおり、奈良県では、使途基準をより一層明確化、具体化し、政務調査費の適正な執行を図るため現行手引を作成している。

したがって、本件住民監査請求に係る政務活動費についての使途基準適合性の判断に当たっては、奈良県条例第10条及び奈良県規程第5条において議長に提出することが定められている収支報告書、領収書、事務所状況報告書、雇用状況報告書等について、請求人が外形的事実を立証した場合には、奈良県条例及び現行手引に照らして使途基準の違反があるのか否かを監査委員が判断することとする。

なお、請求人は、事務所費又は人件費に政務活動費を100%充当する場合は、使途基準に適合することについて議員側に説明責任がある旨主張するが、政務活

動専用事務所又は政務活動専従職員であれば、事務所費又は人件費に政務活動費を100%充当することができるのであるから、100%充当しているという一事を述べることをもって、使途基準に違反した支出であることを推認させる外形的事実を立証しているとは認められない。

### (3) 使途基準適合性の判断

本件住民監査請求において、請求人は、13名の議員に関して、事務所賃借料等の事務所費、政務活動補助職員の人件費、合計7,938,577円について、使途基準に合致しないため、政務活動費の支出が認められない旨主張している。

#### ア 井岡議員（事務所費）

請求人は、井岡議員の政務活動事務所について、同じ建物に入居する後援会事務所や近隣の類似物件と比較して賃借料が高いこと、政務活動事務所及び後援会事務所以外の同じ建物に係る賃借契約を明らかにしないことが不自然であること、建物一棟の賃借契約をすべきであるのに政務活動費の充当を有利にするために政務活動事務所としての個別の賃借契約を締結したことなどを挙げ、事務所費に充当した政務活動費の全額が違法な支出である旨主張している。

このことについて、監査対象部局は第3の4の(7)のアのとおり説明している。

上記に関して、請求人の主張は、専ら自らの見解を述べるにとどまり、奈良県条例及び現行手引に違反した支出であることを推認させる外形的事実を立証しているとは認められない。また、監査委員が、議会事務局の説明を聴取し、請求人から提出された事実証明書を確認するなどしたが、奈良県条例及び現行手引に違反した支出であることを推認させる外形的事実があるとは認められない。

#### イ 岩田議員（事務所費）

請求人は、岩田議員の政務活動事務所について、配偶者が代表取締役を務める同族会社の建物であり、同社の株主が配偶者と子女のみなので、不動産の賃貸を業とする会社であっても、賃借料に政務活動費を充当することは認められないことなどを挙げて、事務所費に充当した政務活動費の全額が違法な支出である旨主張している。

このことについて、監査対象部局は第3の4の(7)のイのとおり説明している。

上記に関して、請求人は専ら自らの見解や主張を述べるにとどまり、奈良県条例及び現行手引に違反した支出であることを推認させる外形的事実を立証しているとは認められない。また、監査委員が、議会事務局の説明を聴取し、請求人から提出された事実証明書を確認するなどしたが、奈良県条例及び現行手



引に違反した支出であることを推認させる外形的事実があるとは認められない。

ウ 山村議員、今井議員、小林議員及び太田議員（人件費）

請求人は、山村議員、今井議員、小林議員及び太田議員が、日本共産党奈良県委員会から出向の形で採用した職員の勤務場所が議会の共産党会派の事務所であること、職員の政務活動の業務の内容が不明であること、議会活動に伴う経費に政務活動費を充当することは認められないこと、平成28年度の職員が作成した毎日の政務活動調査活動記録を検証しても全てが政務活動のものといえなかったことなどを挙げ、人件費に充当した政務活動費の2分の1が違法な支出である旨主張している。

このことについて、監査対象部局は第3の4の(7)のウのとおり説明している。

上記に関して、請求人は専ら自らの見解や主張を述べるにとどまり、奈良県条例及び現行手引に違反した支出であることを推認させる外形的事実を立証しているとは認められない。また、監査委員が、議会事務局の説明を聴取し、請求人から提出された事実証明書を確認するなどしたが、奈良県条例及び現行手引に違反した支出であることを推認させる外形的事実があるとは認められない。

エ 松本議員（人件費）

請求人は、松本議員の政務活動事務所が松本運送株式会社の建物の中に置かれており後援会も同じ建物の中にあること、補助職員の源泉徴収票では厚生年金及び健康保険に加入していることとされているが賃金台帳ではそれらに加入していないこととされていて虚偽記載があること、同議員が採用した職員ではなく同社の社員であり政務活動の業務は片手間で担当していると推認できることなどを挙げ、人件費に充当した政務活動費の2分の1が違法な支出である旨主張している。

このことについて、監査対象部局は第3の4の(7)のエのとおり説明している。

上記に関して、請求人は専ら自らの見解や主張を述べるにとどまり、奈良県条例及び現行手引に違反した支出であることを推認させる外形的事実を立証しているとは認められない。また、監査委員が、議会事務局の説明を聴取し、請求人から提出された事実証明書を確認するなどしたが、奈良県条例及び現行手引に違反した支出であることを推認させる外形的事実があるとは認められない。

オ 藤野議員（事務所費及び人件費）

請求人は、藤野議員が政党活動の内容を含む広報紙を発信していること、駐車場代を2分の1按分していることなどから、政務活動事務所が政務活動以外

の目的で使用されており、また、補助職員が政務活動以外の活動に従事していることなどを挙げ、事務所費及び人件費に充当した政務活動費の2分の1が違法な支出である旨主張している。

このことについて、監査対象部局は第3の4の(7)のオのとおり説明している。

監査委員が、議会事務局の説明を聴取し、請求人から提出された事実証明書を確認するなどしたところ、藤野議員が発行する広報紙に政党活動等の政務活動以外の内容が含まれていることは認められた。この点について、議会事務局に説明を求めたところ、議会事務局は、同広報紙について、政務活動に関する部分は政務活動事務所で、政党活動に関する部分は国民民主党奈良県総支部連合会でそれぞれ作成しており、配布についても、県政の課題等を県民の意見聴取を図るために送付する分は政務活動事務所から、国民民主党員に党の方針等を周知する場合は国民民主党奈良県総支部連合会からそれぞれ送付されていることを確認していた。さらに、議会事務局は、現行手引では、広報紙の作成等の費用を按分しても、政党活動等としてではなく政務活動として配布等の作業を政務活動事務所で行う場合に、事務所費の按分を求めるとは示されていないことを確認していた。また、監査委員が、同議員の事務所状況報告書等を確認するなどしたが、上記の議会事務局の政務活動事務所における広報紙に係る業務の説明及び現行手引の内容の説明を踏まえると、事務所費に政務活動費を充当したことについて、奈良県条例及び現行手引に違反があると認めるに足りる証拠は見当たらない。

その他の請求人の主張については、専ら自らの見解や主張を述べるにとどまり、奈良県条例及び現行手引に違反した支出であることを推認させる外形的事実を立証しているとは認められない。また、監査委員が、議会事務局の説明を聴取し、請求人から提出された事実証明書を確認するなどしたが、奈良県条例及び現行手引に違反した支出であることを推認させる外形的事実があるとは認められない。

#### カ 田尻議員（事務所費及び人件費）

請求人は、田尻議員の移転前の政務活動事務所では駐車場代を2分の1に按分して政務活動費を充当していることなどを挙げ、事務所費及び人件費に充当した政務活動費の2分の1が違法な支出である旨主張している。

このことについて、監査対象部局は第3の4の(7)のカのとおり説明している。

上記に関して、請求人は専ら自らの見解や主張を述べるにとどまり、奈良県条例及び現行手引に違反した支出であることを推認させる外形的事実を立証しているとは認められない。また、監査委員が、議会事務局の説明を聴取し、請

求人から提出された事実証明書を確認するなどしたが、奈良県条例及び現行手引に違反した支出であることを推認させる外形的事実があるとは認められない。

#### キ 粒谷議員（事務所費）

請求人は、粒谷議員の自宅に後援会事務所が置かれているが、自宅は外見上は増築をした様子はなく、政務活動事務所にも近いことからその合理的な理由がないこと、また、職員の雇用状況が雇用状況報告書と異なることなどを挙げ、事務所費に充当した政務活動費の2分の1が違法な支出である旨主張している。

このことについて、監査対象部局は第3の4の(7)のキのとおり説明している。

上記に関して、請求人は専ら自らの見解や主張を述べるにとどまり、奈良県条例及び現行手引に違反した支出であることを推認させる外形的事実を立証しているとは認められない。また、監査委員が、議会事務局の説明を聴取し、請求人から提出された事実証明書を確認するなどしたが、奈良県条例及び現行手引に違反した支出であることを推認させる外形的事実があるとは認められない。

#### ク 小泉議員（事務所費）

請求人は、小泉議員の政務活動事務所が市内中心部にあるのに後援会関係者が一人も訪問しないのは不自然であること、同議員の政治団体が毎年広報紙を発信しイベントを開催していることから広報紙の企画・制作・配布の作業が政務活動事務所で行われていると推認できること、5台の駐車場に政務活動以外の利用がないのは不合理であることなどを挙げ、事務所費に充当した政務活動費の2分の1が違法な支出である旨主張している。

このことについて、監査対象部局は第3の4の(7)のクのとおり説明している。

上記に関して、監査委員が、議会事務局の説明を聴取し、請求人から提出された事実証明書を確認するなどしたところ、小泉議員が発行する広報紙に後援会活動等の政務活動以外の内容が含まれていることは認められた。この点について、議会事務局に説明を求めたところ、議会事務局は、同広報紙について、政務活動に関する部分は政務活動事務所、後援会に関する部分は後援会関係者が作成し、配布については政務活動事務所で行っているが、県政の課題等や県民の意見聴取を図るための政務活動として、政務活動事務所名の封筒を使用して配布していることを確認していた。さらに、議会事務局は、現行手引では、広報紙の作成等の費用を按分しても、後援会活動等としてではなく政務活動として配布等の作業を政務活動事務所で行う場合に、事務所費の按分を求めるとは示されていないことを確認していた。また、監査委員が、同議員の事務所状況報告書等を確認するなどしたが、上記の議会事務局の政務活動事務所におけ

る広報紙に係る業務の説明及び現行手引の内容の説明を踏まえると、事務所費に政務活動費を充当したことについて、奈良県条例及び現行手引に違反があると認めるに足る証拠は見当たらない。

その他の請求人の主張については、専ら自らの見解や主張を述べるにとどまり、奈良県条例及び現行手引に違反した支出であることを推認させる外形的事実を立証しているとは認められない。また、監査委員が、議会事務局の説明を聴取し、請求人から提出された事実証明書を確認するなどしたが、奈良県条例及び現行手引に違反した支出であることを推認させる外形的事実があるとは認められない。

#### ケ 森山議員（事務所費及び人件費）

請求人は、森山議員の政務活動事務所が交通の要衝にあり過去に引き続き平成31年4月の選挙も選挙事務所として利用されたこと、自宅に後援会事務所が置かれているが後援会の看板の掲出はなく同議員のホームページでも自宅が後援会事務所として案内していないこと、選挙で馴染みのある政務活動事務所に選挙後に支援者の訪問がないとするのは不自然であることなどを挙げ、事務所費及び人件費に充当した政務活動費の2分の1が違法な支出である旨主張している。

このことについて、監査対象部局は第3の4の(7)のケのとおり説明している。

上記に関して、請求人は専ら自らの見解や主張を述べるにとどまり、奈良県条例及び現行手引に違反した支出であることを推認させる外形的事実を立証しているとは認められない。また、監査委員が、議会事務局の説明を聴取し、請求人から提出された事実証明書を確認するなどしたが、奈良県条例及び現行手引に違反した支出であることを推認させる外形的事実があるとは認められない。

#### コ 奥山議員（事務所費及び人件費）

請求人は、奥山議員の後援会事務所が、同議員が理事長を務める介護施設の敷地内にあり普段は無人でイベント等の臨時的な使用に限られていると思われることなどから、政務活動事務所が後援会活動としても使用されていると推認できること、また、短時間勤務の職員3名を雇用していることから政務活動専用の事務所とするのは不合理であることなどを挙げ、事務所費及び人件費に充当した政務活動費の2分の1が違法な支出である旨主張している。

このことについて、監査対象部局は第3の4の(7)のコのとおり説明している。

上記に関して、請求人は専ら自らの見解や主張を述べるにとどまり、奈良県条例及び現行手引に違反した支出であることを推認させる外形的事実を立証し

ているとは認められない。また、監査委員が、議会事務局の説明を聴取し、請求人から提出された事実証明書を確認するなどしたが、奈良県条例及び現行手引に違反した支出であることを推認させる外形的事実があるとは認められない。

以上のとおり、上記２（３）のオ及びクに関しては、請求内容について、請求人から提出された監査請求書及び追加提出があった資料並びに議会事務局の説明及び議会事務局が提出を受けていた事務所状況報告書等を確認したが、奈良県条例及び現行手引に違反した支出であるとは認められない。

また、上記２（３）のア、イ、ウ、エ、カ、キ、ケ、コに関しては、請求人は専ら自らの見解や主張を述べるにとどまり、奈良県条例及び現行手引に違反した支出であることを推認させる外形的事実を立証しているとは認められない。また、監査委員が、議会事務局の説明を聴取し、請求人から提出された事実証明書等を確認するなどしたが、奈良県条例及び現行手引に違反した支出であることを推認させる外形的事実があるとは認められない。

したがって、本件監査対象の政務活動費の支出について、知事が不当利得返還請求権を行使して各議員に返還を請求すべき事実があるとは認められない。